

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和2年2月7日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

2件

厚生年金保険関係

2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900420号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1900091号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成8年10月1日から平成9年10月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間の厚生年金保険の標準報酬月額が低く記録されている。入社時から基本給は17万円で残業もなかったため、標準報酬月額が下がるはずがない。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の元事業主は、請求者の請求期間に係る届出、厚生年金保険料の控除等について、資料を保管していないため回答できないとしている上、請求者が同社の経理担当者として氏名を挙げている者からは回答を得られない。

また、A社で平成8年10月1日に厚生年金保険の被保険者記録がある者のうち、請求者と同様に同年の定時決定で標準報酬月額が下がった8人に照会したものの、回答のあった者全員が請求期間当時の給料明細書を保有していないとしている。

一方、請求期間当時、A社の社会保険を担当していた社会保険労務士事務所から提出された平成8年分健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書によると、請求者に係る同年の決定後の標準報酬月額は15万円であり、オンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、請求期間について、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900385号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(脱)第1900006号

第1 結論

昭和26年9月1日から昭和40年4月25日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和26年9月1日から昭和40年4月25日まで

令和元年6月に年金事務所で年金記録を確認したところ、A社に勤務していた請求期間については、脱退手当金が支給された記録になっていることを知った。しかしながら、脱退手当金という言葉聞いたことがなく、脱退手当金を受給するはずはない。請求期間の脱退手当金の支給記録を取り消して、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

年金事務所から提出された請求者に係る脱退手当金裁定請求書(以下「裁定請求書」という。)には、請求者の氏名、生年月日、当時居住していた住所及び請求期間に係る事業所の名称等が記載されており、押印が確認できる上、当該裁定請求書には、「平成7年6月30日送金済」のスタンプが押されていることが確認できる。

また、裁定請求書の関係書類である厚生年金保険脱退手当金裁定何には、脱退手当金の支給額(48,200円)が記載されているところ、その金額はオンライン記録により確認できる請求者に係る脱退手当金の支給額と一致しており、その支給額に計算上の誤りはない。

さらに、裁定請求書には、金融機関の支店名及び口座番号が記載されているところ、当該金融機関から提出された「元帳」によれば、当該口座番号は請求者名義のものであり、上記送金済の日(平成7年6月30日)の4日後である平成7年7月4日に脱退手当金の支給額と同額(48,200円)が入金されていることが確認できる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。